

2－（１）農高・農大支援事業（農高就農促進取組助成）実施要領

1 目的

農業高校が取り組む特徴ある活動に助成することにより，農業高校生の就農意欲の醸成を図り，新規就農を促進する。

2 助成対象者

農業高校（農業に関する学科等を有する高校）

3 対象となる活動

以下の活動のうち，（１）か（２）のいずれかを必ず事業内容に含め，２項目以上を実施する。

- （１）先進農家等による講話や技術指導など外部講師招聘
- （２）先進農家等の視察研修
- （３）地域ブランドづくりや地域資源の有効活用
- （４）その他就農促進に関する活動等

4 助成限度額

１学科（自営者学科及び総合学科）当たり 100 千円

5 事業の申請，決定，実績報告等

（１）助成を受けようとする農業高校においては，申請書（別記様式第 8 号）に次の関係書類を添付し，教育庁を經由して提出する。

- ア 事業計画書 別記様式第 9 号
- イ 収支予算書 別記様式第 10 号
- ウ 助成金振込口座の写し

（２）理事長は，提出された申請書を審査し，適当と認めるときは，決定通知書（別記様式第 11 号）により農業高校へ通知する。

（３）当該事業を実施した農業高校は，事業実施年度末までに事業実績報告書（別記様式第 12 号）に次の関係書類を添付し，教育庁を經由して報告する。

- ア 事業実績書 別記様式第 9 号
- イ 収支精算書 別記様式第 13 号
- ウ 写真
- エ 領収書の写し
- オ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や，事業実績報告書等の提出がない場合は，助成金の返還を求めることがある。